

【資料1】

桜井市小中学校適正化実施計画策定検討委員会について

1 目的

桜井市教育委員会の諮問により、『桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針』（平成30年3月策定）及び『桜井市立小中学校の規模適正化に向けて（基本計画）』（令和2年3月策定）、『桜井市立小中学校適正化実施計画（前期）』（令和5年5月策定）を策定したが、桜井東中学校区の現状及び児童・生徒数の将来推計、また激甚化・頻発化する自然災害の状況を踏まえ、実施計画（前期）の改訂に向けた諮問事項について検討し、答申する。

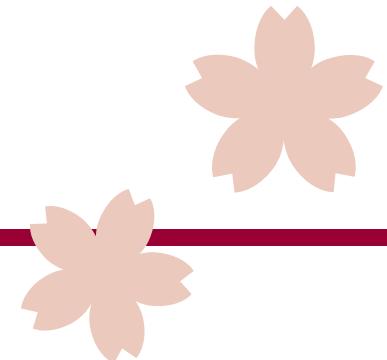
2 基本的な考え方

- 地域の立地・歴史的な背景・地域及び保護者の意見等を踏まえ、桜井東中学校区の児童生徒が社会のニーズや時代に応じたよりよい教育を享受できる教育条件を整備する。
- 児童生徒に対する教育のみならず、地域コミュニティの核となりうる整備を行う。

3 日程・内容

	開催日時	内 容（予定）
第1回	令和7年5月27日（火） 15時～17時 市庁舎3階 災害対策本部室	<ul style="list-style-type: none">○ 検討委員委嘱・任命及び紹介○ 諮問○ 検討委員会設置の目的及び経過の説明○ 桜井市小中学校適正化の基本方針、基本計画、実施計画の概要について○ 桜井市の現状及び児童生徒数の将来推計について○ 桜井東中学校区の災害時において想定される状況等について○ 「桜井市立小中学校適正化実施計画（前期）」の改訂について
第2回	令和7年6月30日（月） 15時～17時 市庁舎2階 大会議室	<ul style="list-style-type: none">○ 義務教育学校の設置場所○ 義務教育学校の開校時期及びスケジュール○ 答申案の検討
第3回	令和7年7月23日（水） 15時～17時 市庁舎2階 大会議室	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案の確認

基本方針及び基本計画、 実施計画の概要



桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する 基本方針・概要

～平成30年3月策定～

【基本方針】

桜井市の学校規模・配置の適正化に向けて、方向性をまとめ全市レベルで取り組みを推進していくことを目的として策定。

【基本方針に示されている学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方】

① 中学校区を基本とする適正化

現行の中学校区の枠組みを堅持しながら、各小・中学校において適正化を推進。

② 規模のみではない総合的観点での検討

地理的条件や交通手段の状況、児童・生徒の安全確保等の各地域の実情や課題を踏まえて、総合的な教育条件の向上に資する形で検討。

③ 小中一貫教育導入の検討

- ・教育面や学校運営面で様々な効果が見込まれる小中一貫教育の導入を検討。
- ・小中学校の教職員が専門性を活かしながら協力し合って指導に当たる。
- ・義務教育9年間を見通した教育課程を編成。
- ・小学生と中学生が一体となった行事を実施。

④ 建て替えや長寿命化時期を目安とする再配置

- ・学校規模・配置の適正化は、建て替えや長寿命化の時期を検討の優先順位の目安とする。
- ・隣接する学校及び中学校区全体の状況を勘案して基本方針に沿った検討を行う。

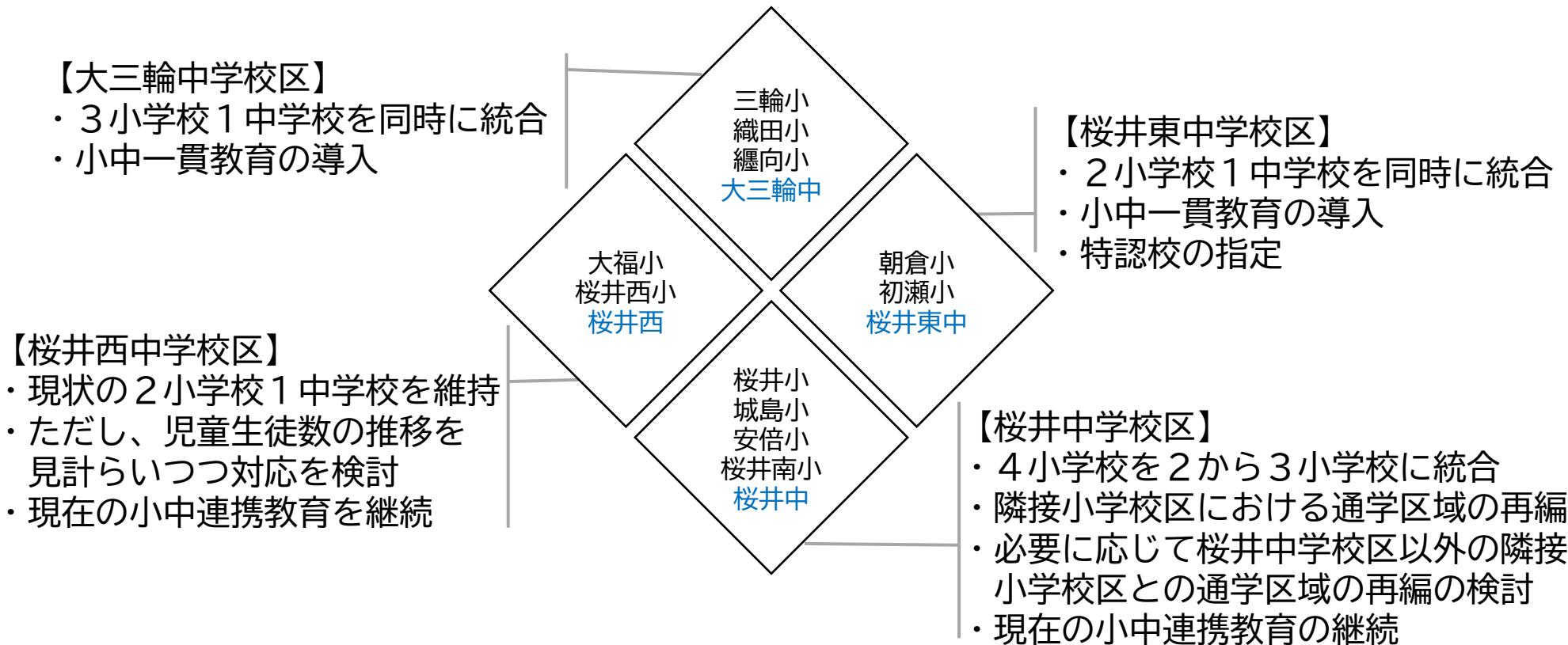
桜井市立小中学校の規模適正化に向けて (基本計画)・概要

～令和2年3月策定～



【中学校区別の適正化の方針及び統合イメージ・スケジュール】

(1) 中学校区別の適正化の方針

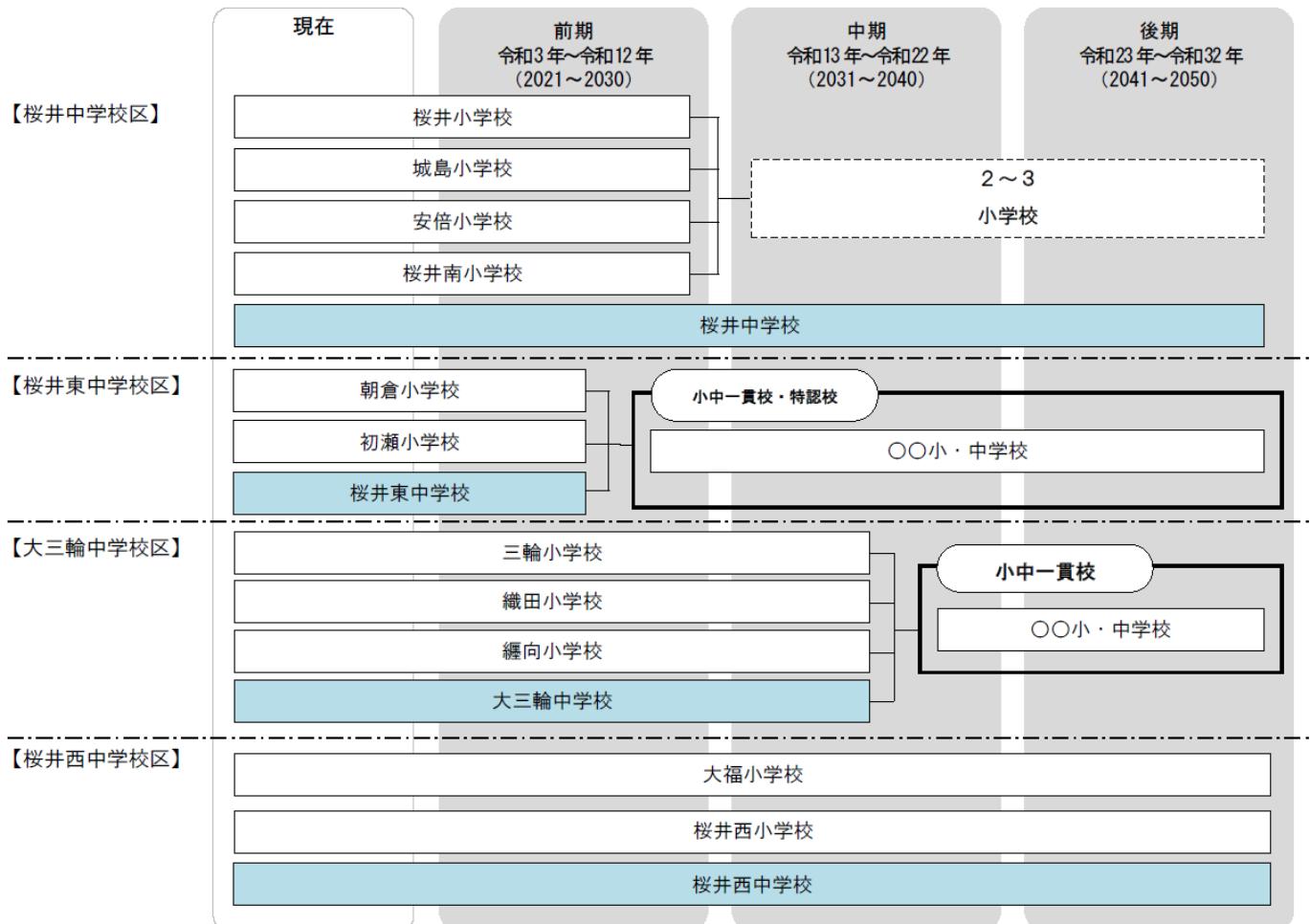


桜井市立小中学校の規模適正化に向けて (基本計画)・概要

～令和2年3月策定～



(2)統合イメージ・スケジュール



桜井市立小中学校適正化実施計画 (前期)・概要 ～令和5年5月策定～



【実施計画（前期）】

桜井市の学校規模・配置の適正化に向けて、桜井市立桜井東中学校区において小中一貫教育を導入する学校の設置場所、開校時期及び開校までのスケジュール、小中一貫校の開校に向けた留意事項をまとめ策定。

【設置場所】

小中一貫校の設置場所は、桜井東中学校敷地が適当とします。

【開校時期】

小中一貫校の開校時期は、令和12年4月を目指とします。

桜井市立小中学校適正化実施計画 (前期)・概要

～令和5年5月策定～



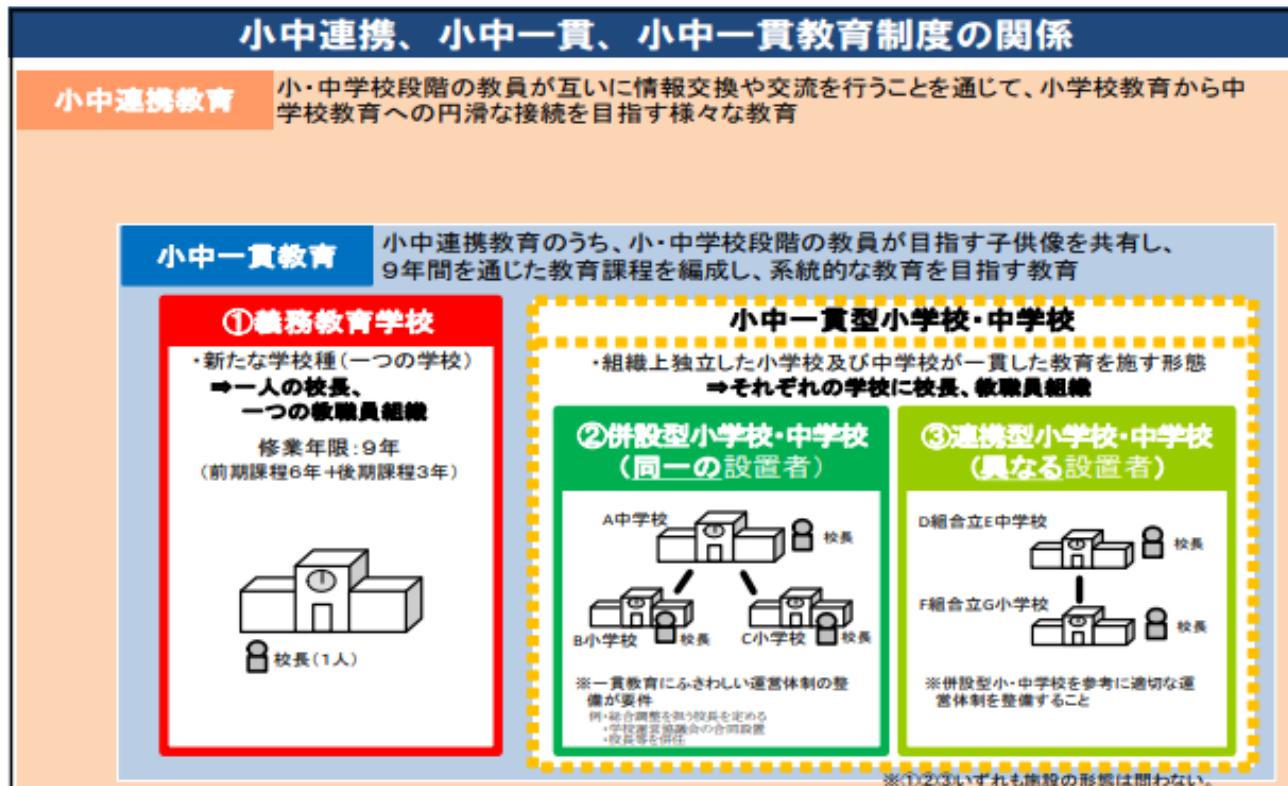
【開校に向けた留意すべき事項】

学校施設の建設	児童生徒がより良い教育環境の下で充実した教育を受けられるよう、建て替えを含め長期的な視点から十分に検討する。 学校施設が避難場所として使用されることを踏まえ、安全確保について十分に配慮した施設とする。
特認校に指定	小中一貫校の教育方針や教育内容等に賛同する保護者とその子どもが転入学を希望した場合は、教育委員会が定める条件のもと、通学区域外からの就学を認める。
通学方法	スクールバス運行の充実を図る等、児童生徒・保護者の負担を軽減する措置を講じる。
その他	施設基本構想等の策定及び推進委員会・開校準備委員会等の実施にあたっては、保護者・地域住民と十分に調整を行い、理解と協力の下に進める。 開校後に不使用となる学校建物・敷地は、地域の活性化に資するよう有効活用。

義務教育学校の概要

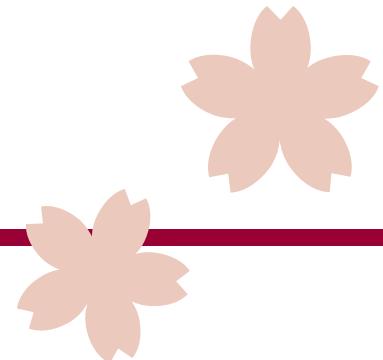


- 義務教育学校は、一人の校長の下、義務教育9年間の教育課程を編成・実施する学校。
- 9年間の教育課程において「4—3—2」や「5—4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になる。



資料：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」

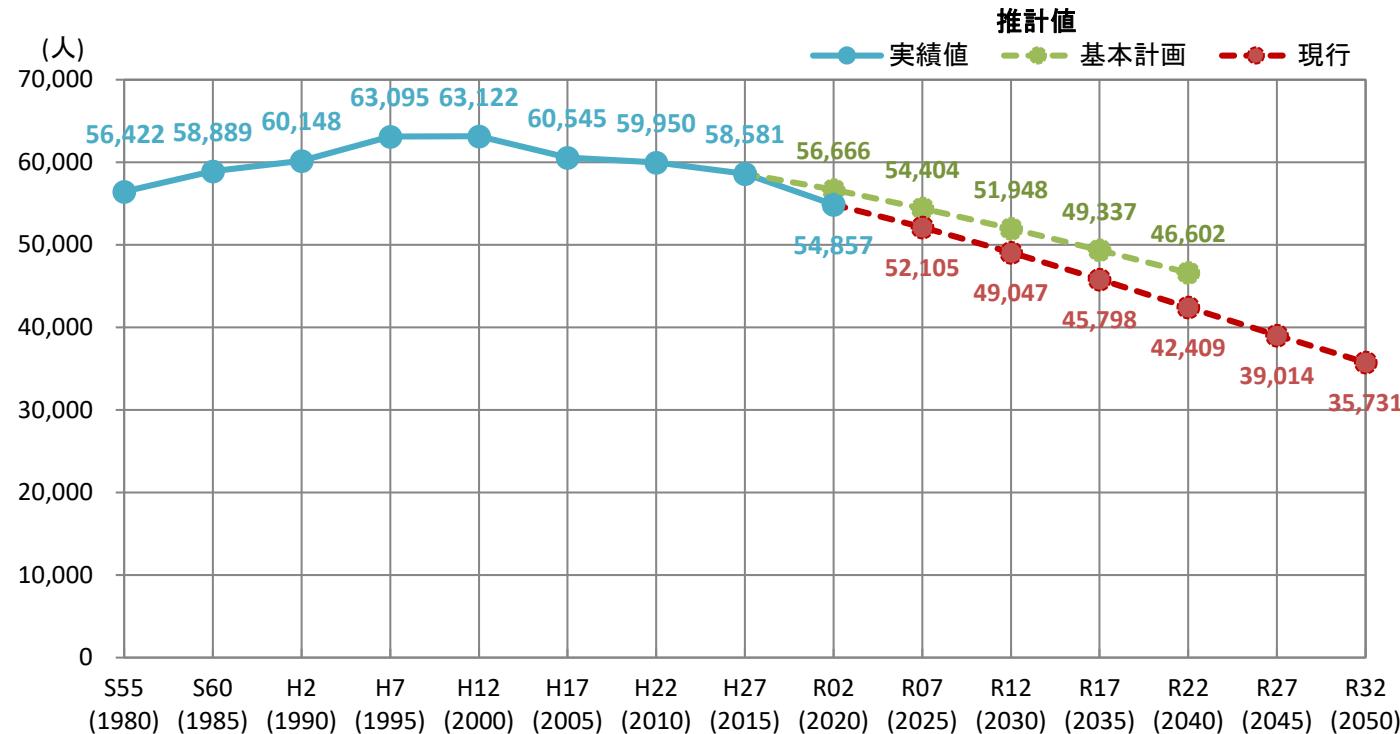
桜井市の現状及び児童生徒数の 将来推計について



桜井市の現状：総人口の推移



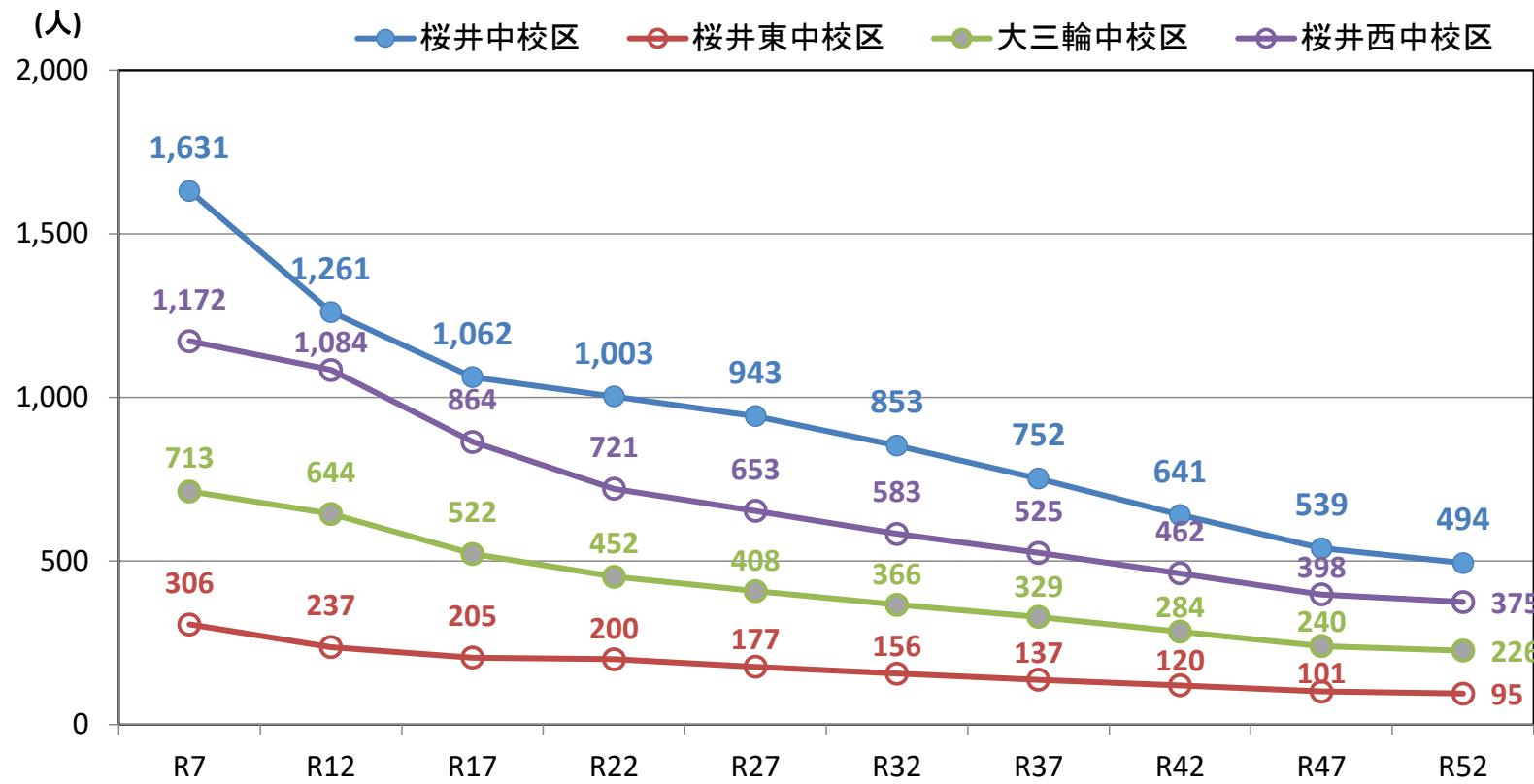
- 平成12年をピークに人口減少となり、令和2年には54,857人と前回の「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値56,666人を下回った。
- 最新の「国立社会保障・人口問題研究所」による推計人口では、令和32年（2050年）には約36,000人に。



中学校区別の児童生徒数の推計結果



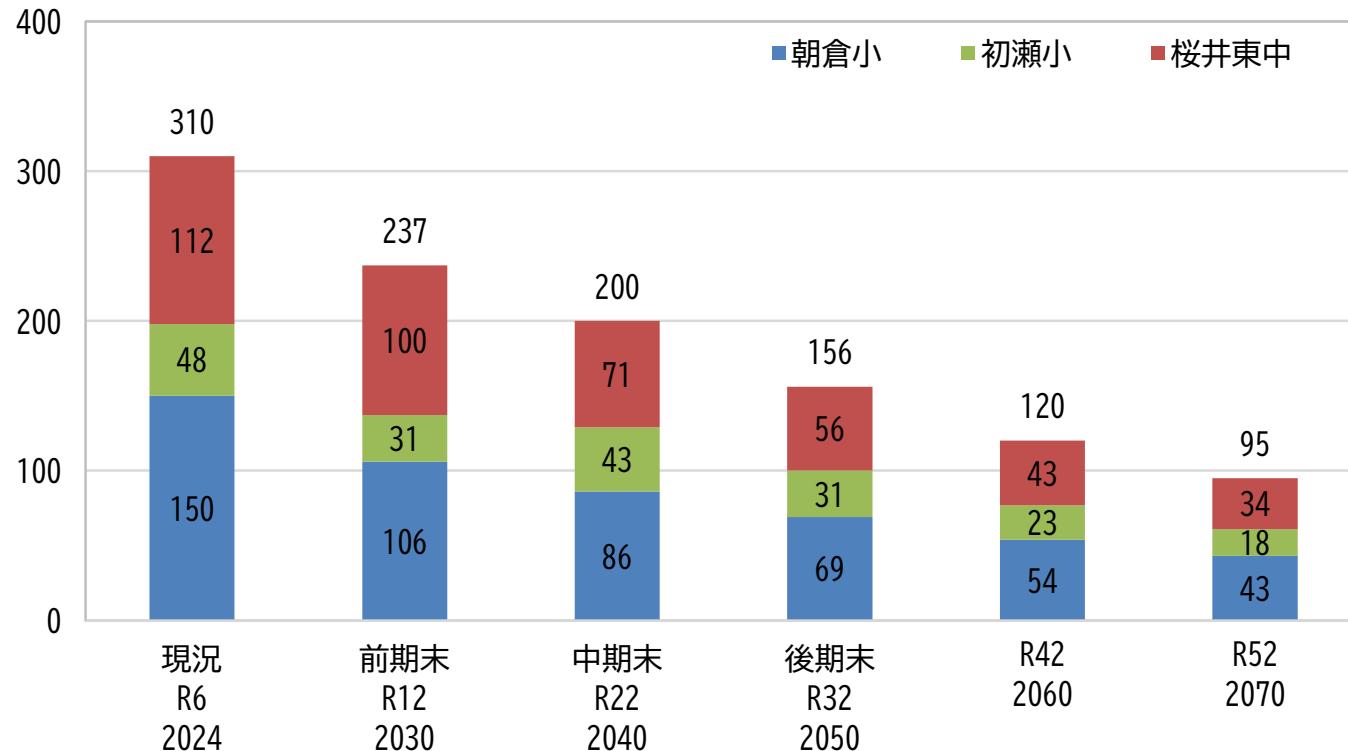
- 児童生徒数は年々減少し、令和52年にはすべての中学校区で令和7年の3割程度まで減少すると予測されている。



桜井東中学校区の児童生徒数の推計結果



- ・児童生徒数は3小中学校とも年々減少する傾向へ。
- ・令和52年には現在の児童生徒数の3割程度に減少。



桜井東中学校区の学校施設の状況

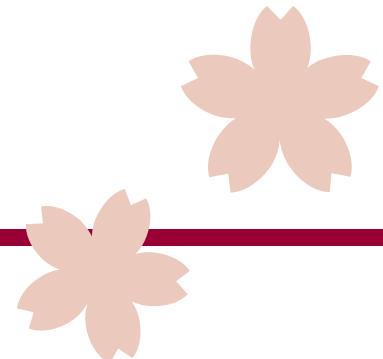


- 平成22年度には必要なすべての学校で耐震改修工事が完了
- 朝倉小学校及び桜井東中学校では老朽化が進んでおり、今後も大規模な改修が順次必要

	延床面積 (m ²)	運動場面積 (m ²)	建築年	経過年数等					
				現況 R7 (2025)	前期末 R12 (2030)	中期末 R22 (2040)	後期末 R32 (2050)	R42 (2060)	R52 (2070)
朝倉小	6,255	7,223	S57	43年	48年	58年	68年	78年	88年
初瀬小	4,764	8,028	H9	28年	33年	43年	53年	63年	73年
桜井東中	6,820	14,397	S41	59年	64年	74年	84年	94年	104年

資料：桜井市教育委員会資料

桜井東中学校区の 自然災害において想定される 状況等について



土砂災害警戒区域等の指定状況



	朝倉小学校敷地	初瀬小学校敷地	桜井東中学校敷地
土砂災害警戒区域等	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊特別警戒区域 土石流特別警戒区域 土石流警戒区域 <p> ■ 急傾斜地崩壊特別警戒区域 ■ 急傾斜地崩壊区域 ■ 土石流特別警戒区域 ■ 土石流警戒区域 </p>	<ul style="list-style-type: none"> 土石流警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊区域 土石流警戒区域
	 <p>校舎全体</p>	 <p>敷地西部分（プール）</p>	 <p>校舎西部分、敷地南東部、運動場、体育館</p>
洪水浸水想定区域	<p> ■ 0.5m未満の区域 ■ 0.5m～3.0m未満の区域 </p>   		